

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所「（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する通知について

令和４年３月２３日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法施行規則第６１条の５第１項ただし書の規定に基づき、令和３年２月２日付けで届出のあった「（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業 環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第６１条の５第１項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第２項の規定に基づき、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

１．延長する期間

令和４年３月２８日から令和４年４月２７日まで

２．期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第９条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第１０条の都道府県知事等の意見の提出時期が、電気事業法施行規則第６１条の５第１項に定める勧告期間の期限近くとなり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和３年 ２月 ２日
住民意見の概要等受理	令和３年１２月２４日
経済産業大臣勧告期限 （ 延 長 後 ）	令和４年 ４月２７日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話：０３－３５０１－１７４２（直通）